

第1号様式(その1)(第5条関係)

宅地開発事業事前協議申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者

住所

氏名

(連絡先)

匝瑳市宅地開発事業指導要綱第5条第1項の規定により、宅地開発事業の事前協議を下記のとおり申請します。

記

開発事業施行区域に含まれる地域の名称	
開発事業施行区域の面積	
予定建築物等の用途	
設計者住所・氏名	
工事施工予定者住所・氏名	

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 設計概要説明書
- 2 開発同意書
- 3 公共施設管理者の同意書
- 4 公共施設管理者協議書
- 5 給水に関する書類
- 6 埋蔵文化財に関する書類
- 7 土地の登記事項証明書
- 8 開発事業施行区域位置図
- 9 開発事業施行区域区域図
- 10 公図写し
- 11 実測図
- 12 現況図
- 13 土地利用計画図
- 14 造成計画平面図
- 15 造成計画断面図(道路縦横断図)
- 16 排水計画図
- 17 給水施設計画平面図
- 18 消防水利平面図
- 19 各種構造図
- 20 その他必要な書類

(備考)

- 1 設計図には、設計者の記名押印をしなければならない。
- 2 正副(バインダー綴じ)を各1部提出するものとする。

第1号様式(その2)(第5条関係)

宅地開発事業変更協議申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者

住所

氏名

(連絡先)

匝瑳市宅地開発事業指導要綱第5条第2項の規定により、宅地開発事業の変更協議を下記のとおり申請します。

記

同意番号・同意年月日	第 号 ・ 年 月 日
開発事業施行区域に含まれる地域の名称	
開発事業施行区域の面積	
予定建築物等の用途	
変更の内容(詳細は別紙)	

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第4号様式(第5条関係)

協定書

匝瑳市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、開発事業施行区域における将来の公共の利便を確保し、宅地開発事業(以下「開発事業」という。)の円滑な遂行を期するため、匝瑳市宅地開発事業指導要綱(以下「指導要綱」という。)に準拠し、次のとおり協定を締結する。

(基本的事項)

第1条 本協定に係る開発事業施行区域に含まれる地域の名称等は、次のとおりとする。

(1) 開発事業施行区域に含まれる地域の名称

匝瑳市

(2) 開発事業施行区域の面積

(履行の義務等)

第2条 乙は、指導要綱を遵守し、その他関係法令の手續をあらかじめ完了してから工事に着手する。

(公共施設等)

第3条 開発事業の施行に伴う公共施設及び公益施設の建設に当たっては、すべて乙の費用にて、甲及び関係機関の指示等に従い施行する。

2 公共施設、公益施設及びその用に供する土地の管理及び帰属については、別途甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲に帰属する場合は、無償とする。

(災害の防止)

第4条 乙は、開発事業に起因する災害を防止するために万全の措置を講じなければならない。

(被害の補償等)

第5条 開発事業の施行によって、公共施設を損傷したとき、又は農林水産物等その他に被害を及ぼしたとき、若しくは人の生活環境が損なわれたときは、乙の責任において補償又は原状回復等の適切な措置を講じなければならない。

2 開発事業施行区域内の排水に起因して生じた紛争については、乙が責任をもって解決しなければならない。

(図書等の整備)

第6条 乙は、工事の記録写真の撮影、その他工事の施工状況を調査するため必要とする関係図書を整備し、甲が確認上の必要から提出を求めたときは、これを提出するものとする。

(工事の届出等)

第7条 乙は、開発事業の工事に着手したときは、速やかにその旨を甲に届け出るものとする。

2 乙は、開発事業の工事が完了したときは、速やかにその旨を甲に届け出し、甲の完了確認を受けるものとする。

(同意の取り消し)

第8条 甲は、開発事業に係る工事が、完了確認の結果、指導要綱に適合しないと認めたととき、又は指導要綱に基づく同意通知の日から起算して3年以内に指導要綱に基づく完了確認ができないときは、同意を取り消すことができる。

(覚書の締結)

第9条 乙は、本協定事項の詳細な取扱い及び本協定事項のうち別途協議することになっている事項については、甲と覚書を締結するものとする。

第10条 本協定書に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲の定める指導要綱の趣旨に従い、別に、甲乙協議の上定め、円満に解決するものとする。

以上、協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙おのおの記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

匝瑳市八日市場ハ793番地2

甲 匝瑳市

匝瑳市長



住所

乙

氏名



第5号様式(第16条関係)

宅地開発事業に関する工事着手届

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所

宅地開発事業事業主

氏名

住所

工事施工者

氏名

宅地開発事業に関する工事に着手したので、下記のとおり届出します。

記

同意番号・同意年月日	第 号 ・ 年 月 日
開発事業施行区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者 (工事施工者又は工事施工者の定めた者)	氏名 連絡先 電話

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第6号様式(第16条関係)

宅地開発事業に関する工事廃止(中止)届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者

住所

氏名

宅地開発事業に関する工事を廃止(中止)に着手したので、下記のとおり届出します。

記

同意番号・同意年月日	第 号 ・ 年 月 日
開発事業施行区域に含まれる地域の名称	
廃止・中止の理由	
中止期間	年 月 日～ 年 月 日
廃止・中止時の工事の状況 (図面添付のこと。)	
防災措置 (図面添付のこと。)	
摘要	

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第7号様式(第17条関係)

工事完了届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者

住所

氏名

宅地開発事業に関する工事(同意番号： 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届出します。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発事業施行区域に含まれる地域の名称
- 3 添付図書 (1) 竣工図
(2) 確定測量図
(3) その他(各種検査済証等)

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 確認年月日	年 月 日
※ 確認結果	合 否
※ 確認済証番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。

第9号様式(別表第1関係)

設計概要説明書

設計の方針								
現況土地利用		田	畑	宅地	山林	その他	計	
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		%	%	%	%	%	%	
計画土地利用		宅地	道路敷地	排水施設敷地	その他の用地	計		
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		%	%	%	%	%		
計画人口		人	宅地数	区画	一宅地平均面積	m ²		
工 事 の 設 計	道 路	幅 員	延 長	面 積	舗装構成			
		m	m	m ²				
	排 水 施 設	種 類						
		寸 法						
		勾 配						
		雨水処理	放流先					
		汚水処理	放流先					
	水 利 防 護	種 類						
		規 模 及 び 構 造						
	擁 壁							
	給 水 施 設							
	そ の 他 施 設							
	工事の時期		年 月 日から 年 月 日まで					

別表第1（第5条関係）

第1 書類

書類名	内容	摘要
1 設計概要説明書	設計の方針・土地の現況及び土地利用計画等を記載する。	第9号様式
2 開発同意書	隣接地の所有権者の同意	様式自由
3 公共施設管理者の同意書	当該宅地開発事業に係りのある公共施設管理者（道路、水路等で財産権又は管理権を有する者）の同意 その他直接利害関係を有する者（土地改良区等）の同意	土木工事許可又は占用使用許可等が必要な場合は、当該許可書の写しを添付 同意書は同意内容を具体的に明示すること
4 公共施設管理者協議書	当該宅地開発事業に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者との協議の経過を示す書類又は図書	公益施設についても併せて協議されていること
5 給水に関する書類	上水道施設設置事前協議の回答書	
6 埋蔵文化財に関する書類	教育委員会の埋蔵文化財の有無及びその取扱いについての回答書	
7 土地の登記事項証明書	開発区域に含まれる土地の登記事項証明書	
その他必要な書類		

第2 図面（設計図には、設計者の記名押印をしなければならない。）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺等
1 開発事業施行区域位置図	図開発事業施行区域の位置	1/50,000以上
2 開発事業施行区域区域図	開発事業施行区域を明らかに表示するに必要な範囲内において字界及び土地の形状並びに道水路等公共施設	1/2,500以上
3 公図写し	開発事業施行区域及びその隣接地の地番を表示し、区域の境界、地目、面積、所有者を明示しているもの	不動産登記法第14条の地図又は地図に準じる図面の写し
4 実測図	境界標の種類等を表示し、各辺長を明記すること	1/250又は1/500
5 現況図	開発事業施行区域及び周辺の土地の状況（土地の標高及び用途等）が分かるもの	1/2,500以上
6 土地利用計画図	開発事業施行区域の境界、公共施設及び公益施設の位置及び形状並びに予定建築物の敷地の形状及び予定建築物の用途	1/1,000以上 土地利用の種別ごとに色分けすること
7 造成計画平面図	開発事業施行区域の境界、切土又は盛土をする部分のがけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、幅員及び勾配、宅地の地盤高及び面積	1/1,000以上 切土又は盛土を色分けすること
8 造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1/1,000以上 断面箇所は造成平面図に記入すること
道路縦横断面図	各路線毎の断面を示すもの、また横断面については幅員毎の標準断面を示したもの	任意
9 排水計画図	排水区域の区域界並びに施設の位	1/500以上 流量計算書等算定

図面の種類	明示すべき事項	縮尺等
	置、種類、寸法、勾配、水の流れ方向、吐口の位置及び放流先の名称	資料を添付すること
10 給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、及び取水方法並びに消火栓の位置	1/500以上 排水計画図にまとめて図示してもよい
11 消防水利平面図	消防水利の種類別位置を表示したものの	1/1,000以上
12 各種構造図	貯水槽、排水施設、給水施設、道路、擁壁等の各構造を図示したもので、寸法材料等を記入したもの	1/100以上

別表第2（第7条関係）

すみ切り長

街路幅員（メートル）	4以上6未満	6以上8未満	8以上10未満	10以上12未満	12以上15未満	15以上20未満
交差角（度）	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60
街路幅員（メートル）						
15以上20未満		4 5 6	4 5 6	4 5 6	5 6 8	6 8 10
12以上15未満		4 5 6	4 5 6	4 5 6	5 6 8	
10以上12未満	3 3 4	4 5 6	4 5 6			
8以上10未満	3 3 4	4 5 6	4 5 6			
6以上8未満	3 3 4	4 5 6				
4以上6未満	3 3 4					

備考

数値は、二等辺三角形の底辺の長さ（単位メートル）とする。

別表第3（第7条関係）

開発事業施行区域内の道路の例外

- 1 当該道路について、他の道路（行き止まり道路を除く。）との接続が予定されている場合
- 2 道路延長（既存の幅員6.0m未満の行き止まり道路に接続する道路にあつては、当該行き止まり道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下同じ。）が延長35m以下の場合
- 3 道路終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の回転に支障がないものに接続している場合
- 4 道路延長が35mを超えている場合で当該道路の終端及び区間35m以内ごとに自動車の転回広場又は待避所が設けられている場合
- 5 道路の幅員が6.0m以上の場合